

平成28年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年1月24日・25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉保健部高齢社会課事業者管理係

	文書指摘事項	是正・改善状況報告	改善時期
1	<p>月次報告について、貴法人経理規程第31条で、会計責任者は毎月末日における法人全体の月次試算表を作成し、翌月末日までに会長に提出しなければならないとなっているが、平成27年度の全月分の月次試算表の作成及び報告が遅延している。</p> <p>については、貴法人経理規程に則って処理すること。</p> <p>(経理規程第31条)</p>	<p>経理規程に則って処理を行います。</p>	平成29年4月
2	<p>平成28年3月24日付け用瀬の寄附金等の現金収入(香典10,000円)の取扱いについて、現金出納帳に記帳されないまま入金処理がなされていた。</p> <p>については、現金の取扱いがあった場合は現金出納帳に記帳を行い、貴法人経理規程第29条に則って、毎日の現金出納終了後に現金残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。</p> <p>(経理規程第29条)</p>	<p>各部署の会計職員及び管理者に対し、現金取り扱い処理の徹底をし、経理規程に則って処理を行います。</p>	平成29年2月
3	<p>平成27年9月10日付けで鳥取税務署より9,000,000円の振込が行われていた。その内容は、職員の源泉所得税の納付誤りによる還付であり、1,033,825円納付のところを10,033,825円で納付し</p>	<p>支払何及び支出仕訳書に支払納付書を必ず添付し、会計責任者は支払金額、内容に誤りがないことを確認の上、支払を行います。</p>	平成29年2月

	<p>ていたものであった。</p> <p>会計責任者は、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上、金銭の支払いを行わなければならないこととなっている。</p> <p>については、相互牽制機能の強化・徹底を図り、貴法人経理規程に則って適切に処理すること。</p> <p>(経理規程第 25 条)</p>		
4	<p>貸借対照表のうち、貸付事業貸付金(190,000 円)が資産の部で計上されているが、平成 26 年度決算にも同額で資産の部に計上されている。</p> <p>金銭債権のうち、回収不能のおそれがあるものかどうか貸付事業貸付金(190,000 円)の実態を確認し、回収不能のおそれがあるものについては、当該徴収不能の見込み額を流動資産で徴収不能引当金として計上すること。</p> <p>(新会計基準第 4 章 3 (7))、注 2、注 19)</p> <p>(運用指針 18 (1))</p> <p>(経理規程第 57 条 3 項)</p>	<p>借受者及び保証人の状況確認を行ったところ、いずれも回収不能であることから、平成 28 年度決算時において、徴収不能引当金処理を行う。</p>	平成 29 年 4 月